

成年後見制度と 市民後見人

～誰もが暮らし慣れた地域で安心して
生活できる地域づくりにむけて～

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで物事を判断する能力が十分でない人が、安心して自分らしい生活を送るため、その権利を守る援助者を選び本人を法的に支援する制度です。

近年の専門職後見人の不足から、新たな援助者として市民後見人への期待が寄せられています。



市HP関連ページ

初代市民後見人を目指してみませんか 市民後見人養成講座の受講者を募集します

市では、市民後見人養成講座を社会福祉協議会に委託して開催します。

受講要件や応募方法など、詳しくは社会福祉協議会生活支援課へお問い合わせください。

■とき 7月～12月の間で基礎講座5日間、実務講座2日間

■ところ 神林支所 3階大会議室

■対象

- 以下の①～⑤の全てに該当する人
- ①年齢25歳～75歳で市内に在住の人（令和2年4月1日現在）
- ②弁護士・司法書士・税理士・行政書士・社会福祉士および精神保健福祉士の資格を有しない人
- ③市民後見活動に熱意と理解があり、受講修了後、市民後見人として活動可能な人
- ④原則、すべての講座に参加可能な人
- ⑤反社会的勢力に属していない人

■参加費 無料
（ただしテキスト代5,984円がかかります）

■申し込み

市または社会福祉協議会で配布している募集要項にある受講申込書とレポートに必要事項を記入の上、5月29日（金）まで社会福祉協議会へ申し込んでください。

●問い合わせ

社会福祉協議会生活支援課 ☎62-7756

■成年後見人の現状について

成年後見人は対象となる人の判断能力に応じ、財産管理や各種手続きなどをサポートすることができます。

成年後見人は家庭裁判所が選任しますが親族が選ばれる場合と、弁護士や司法書士などの専門職が選ばれる場合があります。

成年後見制度の利用は年々増加しているため、専門職は人数も限りがあり、すべて対応することはできません。

そこで、「新たな援助者」として期待されているのが「市民後見人」です。

■市民後見人とは？

市区町村が実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識や技能、倫理を身につけた市民の中から

ら、家庭裁判所が後見人として選任した人です。

市民後見人になるために、特別な資格などは必要ありません。

市民後見人の特徴は、対象となる人と同じ地域で生活していることから、地域をよく知り、地域での関係性を理解しているため、「地域目線」で本人に寄り添った支援ができることです。

市では、人口減少・高齢化が進む中でも安心して暮らし続けることができ、市民が市民を支える権利擁護の仕組みづくりに向け「市民後見人養成講座」を行います。

困っている誰かのため、皆さんも地域の身近な伴走者、市民後見人になってみませんか？